

三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金(県単独)

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した公共交通の利用回帰に向け、県内交通事業者が行う取組にかかる費用を支援

公共交通の利用回帰に向けて県内交通事業者が行う取組への支援

【概要】

- ・ 県内の民間交通事業者が行う利用回帰に向けた取組にかかる費用を支援

【対象事業者】

- ・ 地域鉄道運行事業者
- ・ 乗合バス運行事業者（高速路線バス、市町からの受託路線を除く）
- ・ 航路事業者
- ・ 離島航路事業者
- ・ タクシー事業者

【対象経費】（令和2年6月19日～令和3年3月31日の取組にかかる費用が対象）

（1）割引・ポイント上乗せ等

- ・ 割引企画の実施にかかる割引部分に相当する経費
- ・ ICポイントカード等へのポイント上乗せの実施にかかる上乗せ部分に相当する経費

（2）PR等

- ・ 利用回帰策としてのPR・企画の実施における発信や啓発物品作成などにかかる経費

（1）と（2）のいずれについても、既存のシステムの維持管理等に要する経費、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費とはしない。

【補助額】

- ・ 対象経費の1/2を県単補助

（1事業者あたりの上限：350万円 補助対象経費（1）によるものについては300万円、補助対象経費（2）によるものについては50万円を上限とする。）